

## 平成19年度 雇用均等・児童家庭局 予算概算要求の概要

### 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の総合的な推進と公正かつ多様な働き方の実現

昨年、我が国では総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数と合計特種出生率いずれも過去最低を記録した。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるため、出生率の低下傾向の反転に向け、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策を総合的に推進する。

また、パートタイム労働対策の強化や男女雇用機会均等の更なる推進などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

### 《 主 要 事 項 》

#### ◎ 少子化対策の総合的な推進

		頁
1	少子化の流れを変えるための働き方の見直し	81億円 3
2	地域の子育て支援の推進	4, 184億円 4
3	小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実	237億円 7
4	児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実	799億円 7
5	母子家庭等自立支援対策の推進	1, 647億円 8
6	児童手当	2, 367億円 9

#### ◎ 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

1	パートタイム労働者の均衡ある待遇や能力開発の推進	9億円 10
2	男女雇用機会均等の更なる推進	9億円 10

○ 雇用均等・児童家庭局 予算の状況

	18年度予算額	19年度概算要求額	伸び率
局合計	8,739億円	9,289億円	6.3%
一般会計	8,308億円	8,773億円	5.6%
特別会計	431億円	516億円	19.9%
年金特別会計(仮称)			
児童手当勘定			
うち児童育成事業費	334億円	404億円	20.9%
労働保険特別会計	97億円	113億円	16.2%
労災勘定	11億円	9億円	△20.9%
雇用勘定	86億円	104億円	21.1%

※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

# 少子化対策の総合的な推進

## 1 少子化の流れを変えるための働き方の見直し

《5,902百万円 → 8,081百万円》

### (1) 子育てとの両立など仕事と生活の調和

7,552百万円

- 育児休業、子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進 6,681百万円

両立支援制度を利用しやすい職場風土への改善に計画的に取り組む中小企業事業主に対する助成制度を創設する。また、代替要員を確保して育児休業を取得させる等の取組を行う事業主への助成措置の拡充を図る。

- パートタイム労働者の均衡ある待遇や能力開発の推進 870百万円

- ・ 均衡ある待遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実  
中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある待遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する
  - ・ 短時間正社員制度の導入促進  
業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な待遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

### (2) 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現

529百万円

- 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 509百万円

出産・育児で離職した女性が再就職に向けた計画的な取組を行えるよう相談・助言を充実するとともに、再チャレンジのモデルとなるような企業のノウハウの収集・提供やインターンシップの導入等を行い、企業による再チャレンジ女性の積極的活用を促進する。

- 女性の起業に対する支援の拡充

19百万円

起業について総合的情報提供を行う専用サイトの運用を開始し、メンター（先輩の助言者）紹介サービスを拡充する。

## 2 地域の子育て支援の推進

《381, 212百万円 → 418, 445百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 78, 227百万円

### ○ 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業の充実

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 44, 000百万円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図る。

特に「新しい少子化対策について」を踏まえ、生後4か月までの全戸訪問の実施や病児・病後児保育の拡充を図るとともに、つどいの広場の早急な整備について重点的に取り組む。

#### 【対象となる主な事業】

##### ・つどいの広場事業

子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流できる「つどいの広場」について、身近な場所での設置を推進する。

##### ・生後4か月までの全戸訪問(こにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。

##### ・病児・病後児保育事業

保育所へ通所中等の児童が病気等の場合の病児・病後児保育を実施する。

##### ・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ、トワイライトを実施する。

##### ・ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行う。

##### ・延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

##### ・育児支援家庭訪問事業

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う。

- 地域子育て支援センターの整備 6, 374百万円  
子育てサークルの支援や育児相談を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。

※ なお、つどいの広場及び地域子育て支援センターについては、両者を合わせて平成21年度までに6, 000か所を整備するという現行のプランの目標を改め、10, 000か所を早急に整備することを目指すこととし、平成19年度において現行の目標である6, 000か所の整備を目指す。

- 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 311百万円  
すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されることを目指し、児童館等を活用した取組を推進する。

- 次世代育成支援対策に資する施設整備の充実  
(次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)) 20, 000百万円

地域の実情に応じた保育所、児童養護施設等の整備が図られるよう、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図る。

- (2) 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 385, 250百万円

- 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 332, 973百万円

・ 民間保育所整備の充実  
各市町村における整備計画に基づく民間保育所等の整備の充実を図る。(次世代育成支援対策施設整備交付金(20, 000百万円)の内数)

・ 民間保育所運営費  
待機児童解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増を図る。  
18年度 19年度  
110. 7万人 → 115. 2万人 (4. 5万人増)

- 多様な保育サービスの提供 52, 278百万円  
・ 延長保育の充実  
通勤の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する民間保育所の延長保育を推進する。(次世代育成支援対策交付金(44, 000百万円)の内数)

- ・ 病児・病後児保育の拡充

病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、個々の保育所における取組を推進し、病児・病後児保育の拡充を図る。（次世代育成支援対策交付金（44,000百万円）の内数）

- ・ 一時保育、特定保育等の充実

専業主婦等のための緊急・一時的な保育を行う一時保育、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育等を推進する。

### （3）総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の創設

18,968百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

#### ○ 放課後児童クラブの必要な全小学校区への設置促進 18,968百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るために、ソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

14,100か所 → 20,000か所

- ・ ソフト面での支援

大幅なか所数の増を図るとともに、基準開設日数の弾力化（年間281日以上→250日以上）を図り、250日を超えて開所するクラブには、日数に応じ加算措置を講じる。

- ・ ハード面での支援

新たに施設を設置する際の創設か所数や、既存施設を改修して設置する際の改修か所数の増を図る。

また、既存の児童館等で新たに実施する際の冷暖房器具の設置や、冷蔵庫等の購入のみの場合にも補助対象とする。

- ・ 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進

これまで事業毎に実施していた指導員（者）研修を、各都道府県等において合同で開催するなど、両事業の連携促進を図るための取組も合わせて実施する。

### 3 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実

《21, 597百万円 → 23, 679百万円》

#### (1) 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療に対する支援 (母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金))

5, 194百万円

##### ○ 小児科・産科医療体制整備事業の実施

小児科医・産科医の不足に対応するため、引き続き、医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援のための検討費・調査研究費など、都道府県における小児科医療・産科医療の体制整備に必要な経費の補助を行う。

##### ○ 不妊治療に対する支援

「体外受精・顕微授精を対象に年度10万円・通算5年」としている現行助成制度の「年度10万円」を「年度20万円」に拡大するとともに、所得制限の緩和を図る。

##### ○ その他母子保健医療の充実

周産期医療ネットワークの整備や不妊専門相談センターの整備など「子ども・子育て応援プラン」関係事業の着実な実施を図る。

#### (2) 小児慢性特定疾患対策の推進

11, 570百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

### 4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《76, 989百万円 → 79, 911百万円》

#### (1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

77, 794百万円

##### ○ 発生予防対策の充実

- 新たに、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、育児支援家庭訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげるための事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施する。（次世代育成支援対策交付金(44, 000百万円)の内数)

- ・ 出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う育児支援家庭訪問事業の推進を図る。（次世代育成支援対策交付金（44,000百万円）の内数）

### ○ 早期発見・早期対応体制の充実

- ・ 新たに、市町村の児童家庭相談体制の強化を一定期間内（平成19年度～21年度）で集中的に支援するため、都道府県による講習会の実施やアドバイザー派遣などを行う市町村体制強化支援事業を実施する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,035百万円）の内数）
- ・ 虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う家族療法事業の推進を図る。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,035百万円）の内数）

### ○ 児童福祉施設や里親における保護・支援体制の充実 75,134百万円

児童養護施設等における施設の小規模ケア（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）や里親委託を推進するなど支援体制の充実を図る。

### ○ 児童養護施設等の子どもの就学、就労に向けた支援

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受けた女性が安心して、就職や住居を借りることができるよう、身元保証人を確保するための事業を新たに実施する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業（統合補助金）（2,035百万円）の内数）

## （2）配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

2,117百万円

配偶者からの暴力防止に関する相談、被害者の保護、自立支援等の一層の充実を図るため、婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

## 5 母子家庭等自立支援対策の推進

《162,954百万円 → 164,674百万円》

### （1）母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3,789百万円

#### ○ 自立のための就業支援等の推進

（母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金））

2,146百万円

就労サービスや養育費の確保等の役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターの取組を強化するとともに、母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

- 在宅就業の支援（新規） 77百万円  
子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、スキルアップや発注企業との契約上のトラブルの相談等の支援を実施する。
- 「養育費相談・支援センター」の創設（新規） 152百万円  
簡易・迅速な養育費の取り決め調整や家事調停制度等の活用のサポート、地方公共団体の養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。
- (2) 自立を促進するための経済的支援 160, 885百万円
- 児童扶養手当 155, 845百万円  
離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。
- 母子寡婦福祉貸付金 5, 040百万円  
母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

## 6 児童手当

《227, 086百万円 → 236, 725百万円》

※「新しい少子化対策について」に基づく児童手当に係る経費の取扱いについては、予算編成過程において検討する。

## 公正かつ多様な働き方を実現できる労働環境の整備

### 1 パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進（再掲）

《636百万円 → 870百万円》

#### （1）均衡ある処遇や能力開発の推進のための事業主への支援の充実

813百万円

中小企業事業主団体を通じ、事業主がパートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発を推進するための支援を充実するとともに、関係審議会の検討結果を踏まえ、パートタイム労働者と正社員との均衡確保対策を強化する。

#### （2）短時間正社員制度の導入促進

58百万円

業種別団体におけるモデル事業の実施により、適正な評価と公正な処遇の図られた短時間・短日勤務の正社員制度の普及を図る。

### 2 男女雇用機会均等の更なる推進

《995百万円 → 859百万円》

#### （1）職場における男女雇用機会均等の推進

228百万円

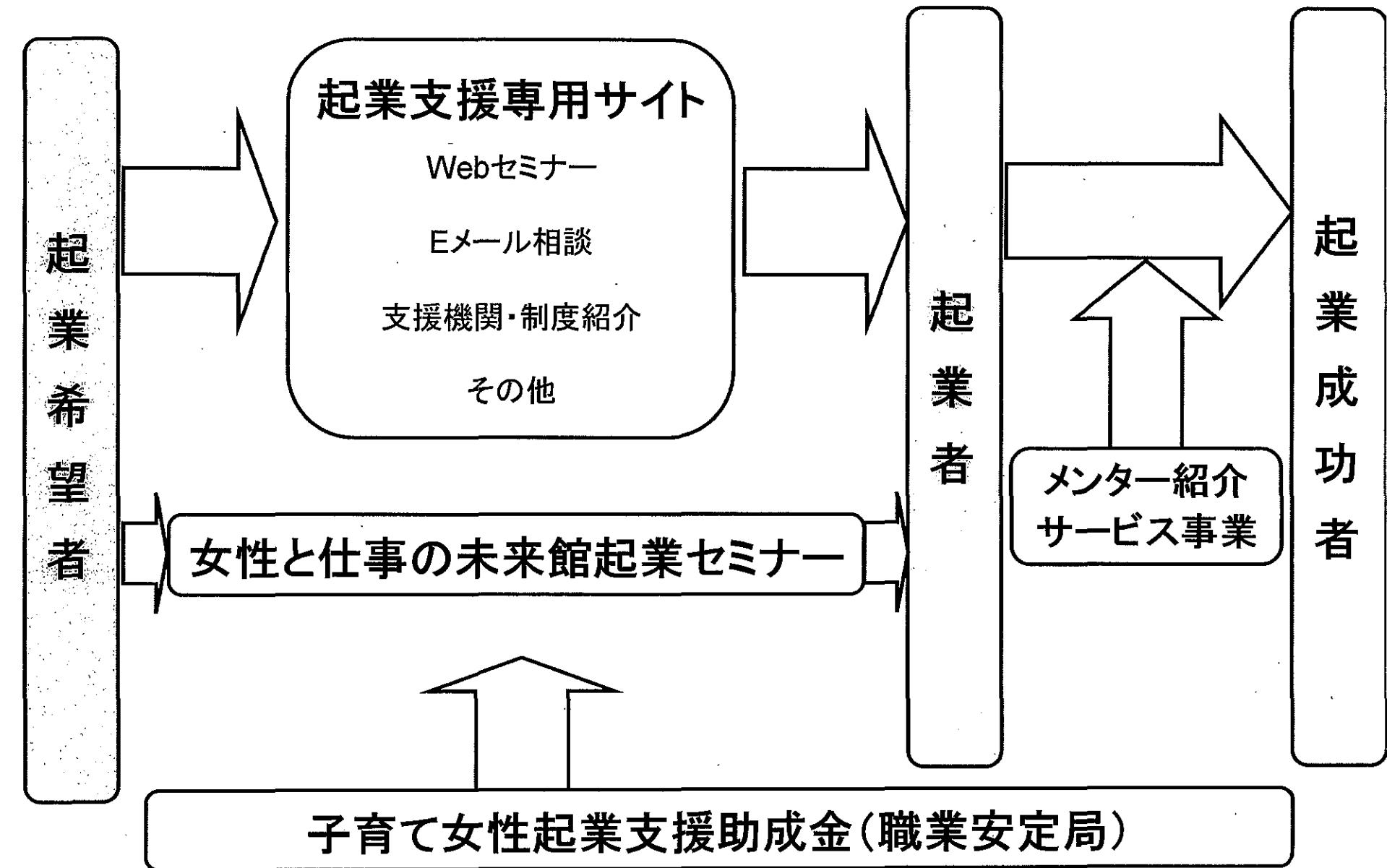
改正男女雇用機会均等法の円滑な施行のため、間接差別の禁止などの改正内容についての周知徹底や適切な行政指導を実施する。

#### （2）ポジティブ・アクションの促進

631百万円

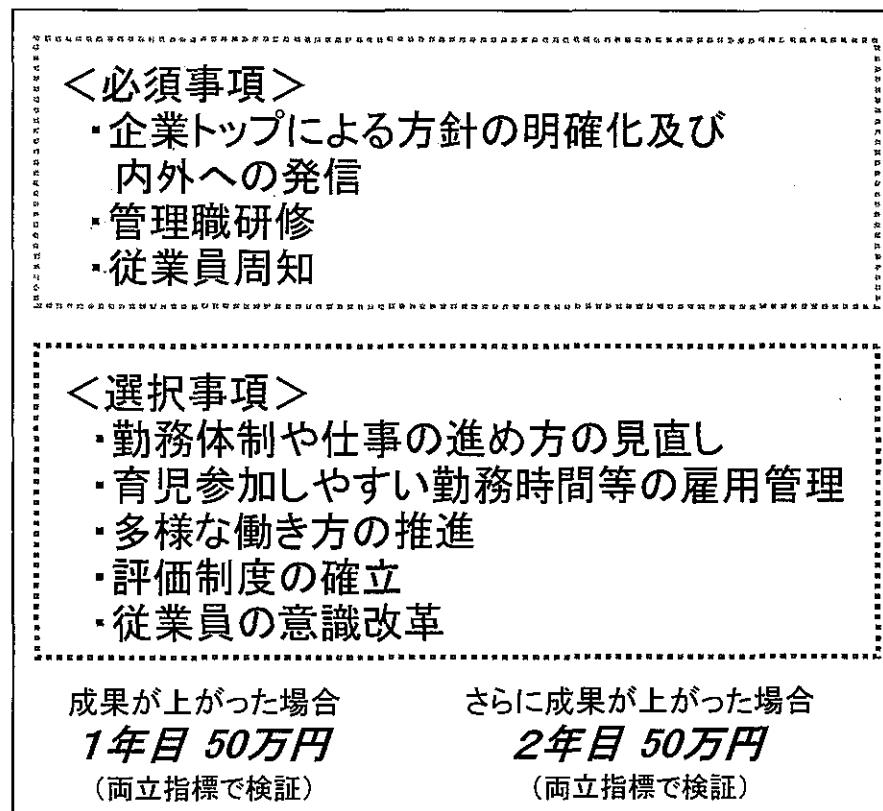
ポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）の促進を図るため、企業がポジティブ・アクションに効果的に取り組むための研修やその推進に活用できるベンチマーク（自社の状況を知ることのできるものさしとなる値）の提供等を実施する。

## 女性の起業や仕事支援のための起業支援事業



## 【両立支援レベルアップ助成金(職場風土改善コース)】 平成19年度予算概算要求額 150百万円

### 職場風土改善の取組(2年間)



### 〈取組結果〉

## 職場風土の改善

顕著な成果を達成 50万円加算

〔例 育休取得率が一定以上  
両立指標の点数が一定以上 等〕

### 支給対象事業主

・20代及び30代の両立世代の常時雇用する労働者の数が50人以上かつ  
・常時雇用する労働者数300人以下

# 短時間労働者均衡待遇推進助成金について

平成19年度要求額 8.1億円

正社員とパートタイム労働者との均衡待遇を推進するため、傘下企業における均衡待遇の推進のために中小企業事業主団体が行う事業を支援する新たな事業主団体向け助成金を創設する。また、パートタイム労働者の均衡待遇に向けた事業主の取組を促すため、これまでの短時間労働者雇用管理改善等助成金を重点化した新たな事業主向け助成金を創設する。

## ○ 中小企業事業主団体向け

内 容	助成額
正社員とパートタイム労働者との均衡待遇を推進するための制度導入について、傘下企業に対する中小企業診断士等による個別指導等の支援事業を2年間に渡り実施した場合	各年度の目標達成度合い等に応じ、年1,000万円を上限

## ○ 事業主向け

内 容	助成額
1. パートタイム労働者の仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共に評価・資格制度等を設けた上で、実際に格付けされたパートタイム労働者が1名以上出た場合	50万円
2. パートタイム労働者の仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイム労働者が1名以上出た場合	30万円
3. パートタイム労働者から正社員への転換制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合	30万円
4. 短時間正社員制度を設けた上で、実際に短時間正社員が1名以上出た場合	30万円
5. 正社員との均衡を考慮した教育訓練をパートタイム労働者に延べ30名以上実施した場合	30万円
6. パートタイム労働者の健康診断（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診）制度を設けた上で、その利用者が1名以上出た場合	30万円

# 再就職希望者支援事業の拡充について

※  は19年度拡充部分

